

学校における
薬物乱用緊急対応マニュアル
(改訂版)

平成29年3月
沖縄県教育委員会

はじめに

近年、青少年における大麻や「合法ハーブ」等と称して販売されている「危険ドラッグ」が蔓延し、これを使用したものが二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が全国的に発生しており、深刻な社会問題となっています。

県内においては、危険ドラッグ販売店舗が24店舗(H24時点)存在していましたが、沖縄県警察本部、九州厚生局沖縄麻薬取締支所等、沖縄県保健医療部等による取締強化の結果、平成26年12月に危険ドラッグ販売店舗はゼロとなりました。

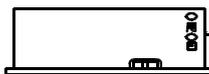
しかし、平成28年に高校生による大麻所持事件が発生したことを受け、「大麻等薬物乱用防止に係る指導の徹底について」を各学校へ通知するとともに、各学校においては、「薬物乱用防止教室」を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図ってきたところです。

また、特別な指導を要する児童生徒に対しては、相談しやすい環境作りや、個別指導を行うなど適切な対応を行うほか、児童生徒がネットトラブルに巻き込まれないために、「ネット被害防止ガイドライン(改訂版)」を活用した規範意識、危険回避能力及び情報モラルの育成等、指導の強化を図っているところです。

スマートフォン等インターネットの普及により、大麻・危険ドラッグ等の薬物が安易に入手できる状況があることから、児童生徒の身近に危険が迫っていることを深刻に受け止めなければなりません。学校での薬物乱用問題、児童生徒等から身近な薬物乱用者についての相談など、多様な対応が求められています。

本マニュアルの活用のしかた

こうした事態に備えて、



- ① 薬物乱用現場での教育及び教員組織の対応、生徒や保護者からの相談対応
- ② 相談機関及び相談に際しての注意点
- ③ 相談機関委託後の生徒の措置 など



について掲載してあります。

本マニュアルを参考に、学校における薬物乱用についての緊急的な対応について、児童生徒の安全確保や学校の安全管理に係る対策をお願いします。

あわせて、当該児童生徒の治療及び人権などのアフターケアにつきましても適切な配慮をお願いします。

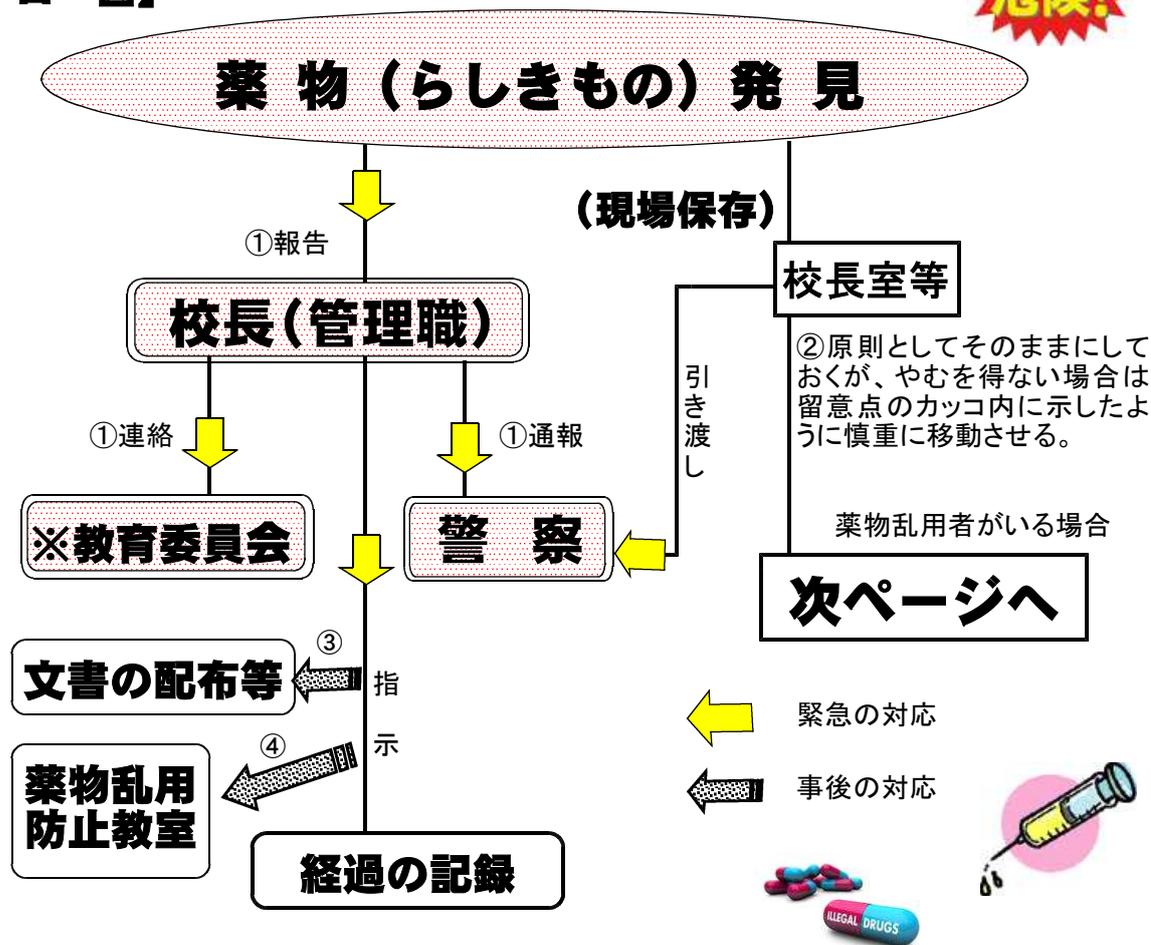
目 次

1. 学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応	1
2. 学校内で薬物乱用者等を発見した場合の対応【初期対応】	2
【2次対応】(薬物乱用者が児童生徒の場合)	3
3. 児童生徒や保護者等から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応	
【児童生徒からの相談】	4
【保護者からの相談】	5
4. 立ち直りのための相談機関	6
参考事項(進行過程・治療方法)	7
5. 学校と警察との連携	8
6. 少年事件手続きの流れ【概要】	8
7. 薬物の種類、症状と取締法令	9
8. 相談機関一覧・地区の相談機関	10
<参考> 県立学校生徒指導の手引きより(関係機関)	11
9. 薬物乱用の兆候、サイン	12
【資料偏】	
【.主な相談事例】	13
【医薬品の乱用について】	14
【《参考コラム》大麻について】	15
【マニュアル・パンフレット等紹介】	16
【啓発ポスター】	17
【関連サイト・参考文献】	18

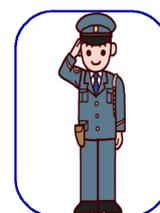
巻末 作成編集委員名

1. 学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応

【フロー図】



※市町村立の学校においては当該市町村教育委員会へ、県立学校においては県立学校教育課及び保健体育課へ連絡する。
 なお、県立中学校においては義務教育課及び保健体育課へ連絡する。



【留意点】

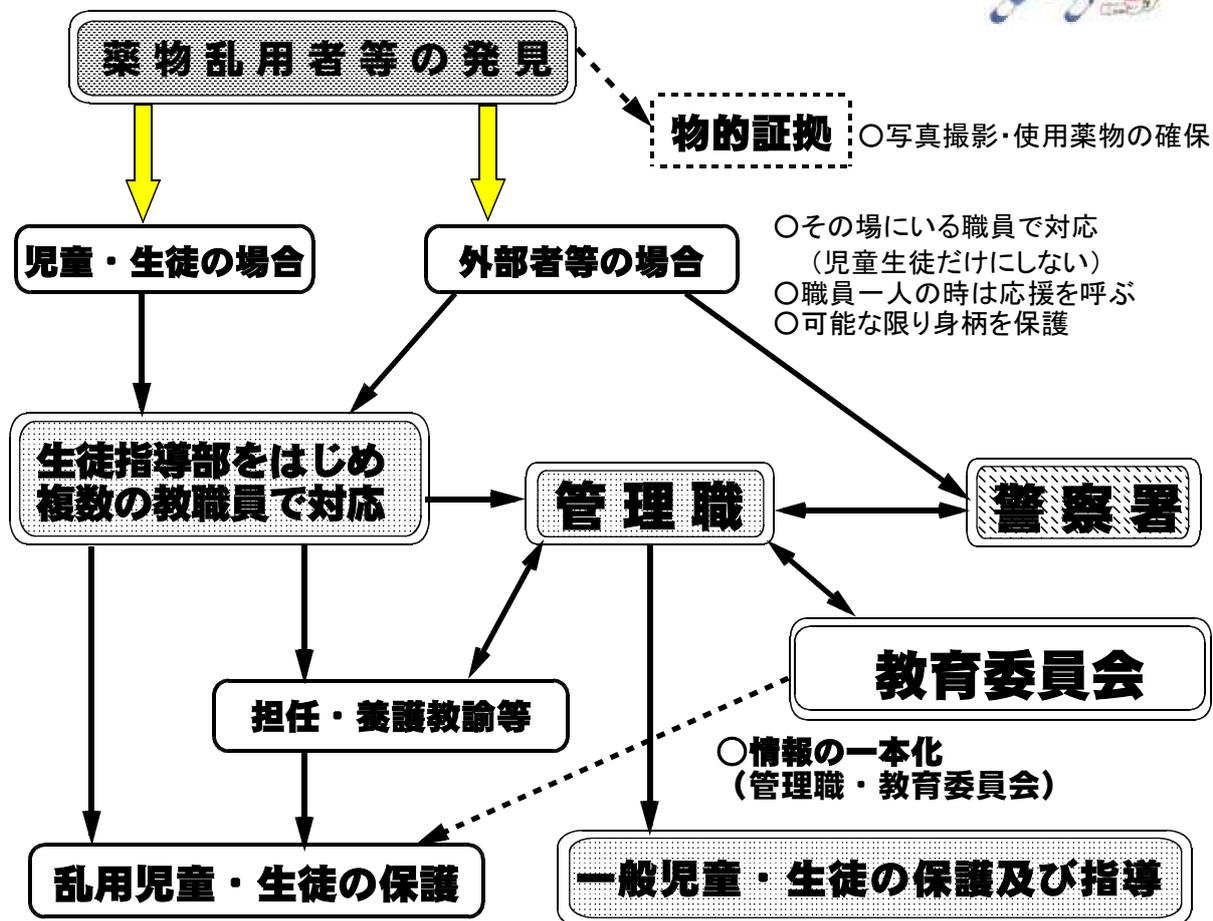
- ① ただちに管理職に報告し、管理職は警察に通報する。
- ② 薬物らしきものの取り扱いについては、手を触れず、そのままにしておく。
 (やむを得ず動かす場合は「警察の指示」を受け、校長室等の児童生徒が触れることがない場所に移動させる。その際、直接手で触れないよう注意する。移動後は有害物質の拡散を防止するため、透明なビニール袋等に入れて複数の目で監視し、手を触れずに警察の到着を待つ。到着次第引き渡す。)
 - 発見者・発見状況(写真撮影等)・通報時刻等の情報をできるだけ詳細に記録する。
 - 校長(管理職)は教育委員会に一報する。
 - 警察到着後は警察の指示に従い、必要に応じて関係機関と連携を図る。
- ③ 児童生徒や保護者の不安が予想されるような場合は、不安を払拭するため、保護者宛に文書を作成して配付するなどの対応を協議し、速やかに実施する。
- ④ できるだけ速やかに全校児童生徒に対し、改めて薬物乱用防止のための指導を実施する。

2. 学校内で薬物乱用者等を発見した場合の対応

ここでいう「薬物乱用者らしきもの」とは、薬物使用者、薬物所持者、薬物売買者等をいう。



【初期対応】



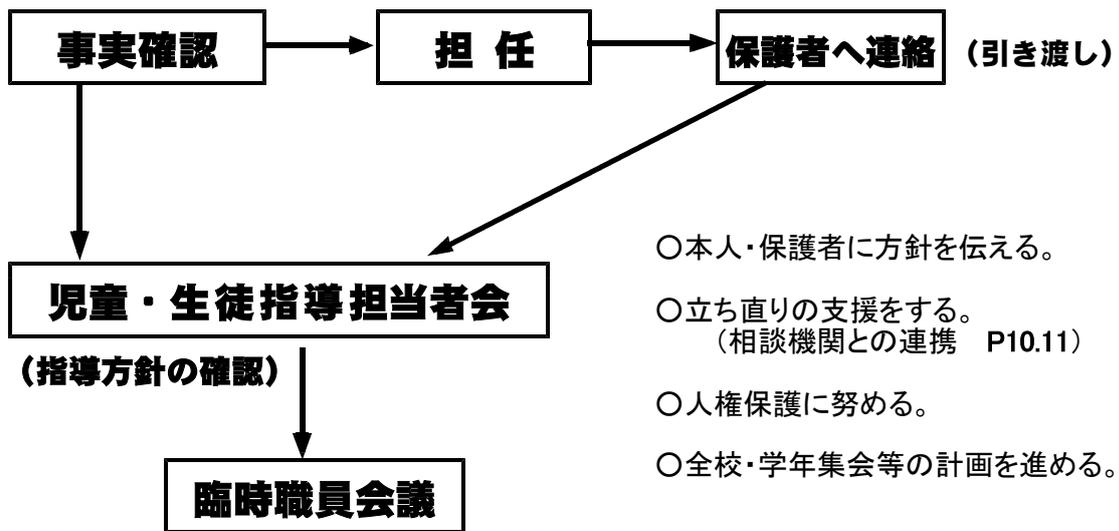
【留意点】

- ① 他の児童生徒と隔離する。(同席の児童生徒は別に事実確認を行う)
- ② 状況により救急車を要請する。(救急車はサイレンなしで)
- ③ 意識がない場合は吐物による窒息に注意する。
- ④ 安易に動かさない。本人が動ける場合は別室に入れる。

【職員の対応】

- ① 他の児童生徒の生命身体の保護及び安全確保を第一とする。
- ② 学校の対応マニュアルに沿って、救急車を要請する。
- ③ 基本的には管理職もしくは児童生徒指導担当教諭の指示で行動する。
- ④ 必ず複数で行動し、単独行動はさける。
- ⑤ 次の指示があるまでは、その場を離れない。
- ⑥ 報道対応も考慮する。

【 2 次 対 応 】 (薬物乱用者が児童生徒の場合)



○全体で状況を確認し、管理職が解散を宣言するまでは学校に待機する。

【補足事項】

- 薬物事犯については、薬物の所持・使用が全て違法であり、事件であるので、原則として警察に連絡をとる。
- 学校外で乱用行為を発見した場合にも、児童生徒の心身への重大な影響及び違法な流通からの保護等の観点から、直ちに管理職、家庭、警察、学校医、学校薬剤師等関係機関に連絡し、適切な対応を図る。
- 児童生徒の人権及びプライバシーに十分な配慮をする必要がある。



3. 児童生徒や保護者等から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応

児童生徒から薬物乱用について相談があった場合には、薬物乱用が児童生徒の心身への重大な影響をもたらす、学業不振や非行など多くの問題が付随することに注意する必要がある。

また、薬物乱用は犯罪行為であり、周辺に暴力団や素行不良者が関与している場合が多く、早期の保護が大切である。薬物乱用が疑われる児童生徒に対しては、次の点に注意して、緊急かつ誠実な対応をする必要がある。



【対応する際の留意事項】

- ① 児童生徒からの話を粘り強く聞き、受容的な態度で対応する。
- ② 学校(教職員)だけで内部的に解決しようとせず、関係機関との連携を図る。
- ③ 児童生徒に関係機関における措置等が行われた後は、学校としての特別指導を講じるかどうかは、教育的見地に立ち、個々の児童生徒の状況をふまえて判断すべきであり、単なる制裁的な対応とならないように配慮するとともに学校として未然防止に向けた指導を継続的に行う。
- ④ 薬物乱用の事実が確認されなかった場合でも、人権に十分配慮した上で、児童生徒の行動を注意深く観察することが望まれる。また、当該児童生徒の薬物乱用について学校に相談があることを、その保護者に、知らせる必要があるかを検討する。

(1) 児童生徒から薬物乱用についての相談を受けたとき

ア 本人からの相談

- ① 薬物名、動機、使用した場所・時間(最終使用日)、一緒にいた人などの状況を聞く。また、事実確認の際には、カウンセリングルームなど別室を利用して複数の教職員で行う。
- ② 薬物乱用は、心身への重大な影響をもたらす、学業不振や非行などの問題が付随することを児童生徒に理解させ、本人・学校だけの力では解決できないことを伝え、保護者、警察、医療機関などと連携して対応する必要があることについて、本人の同意を得る。
- ③ 相談を受けた内容を、管理職、関係する教職員、養護教諭などで情報共有する。
- ④ 保護者と連絡をとり、面談等により児童生徒から聞いた結果を伝えるとともに、警察や医療機関などと連携する対応について同意を得る。
- ⑤ 児童生徒や保護者を関係機関につなげる仲立ちを務め、相談に行きやすい環境をつくる。(相談の時に伝えるべき内容については、P6参照)

イ 友人からの相談(地域からの相談)

相談を持ちかけた児童生徒や相談中に話題としてあがった児童生徒の人権に配慮する。

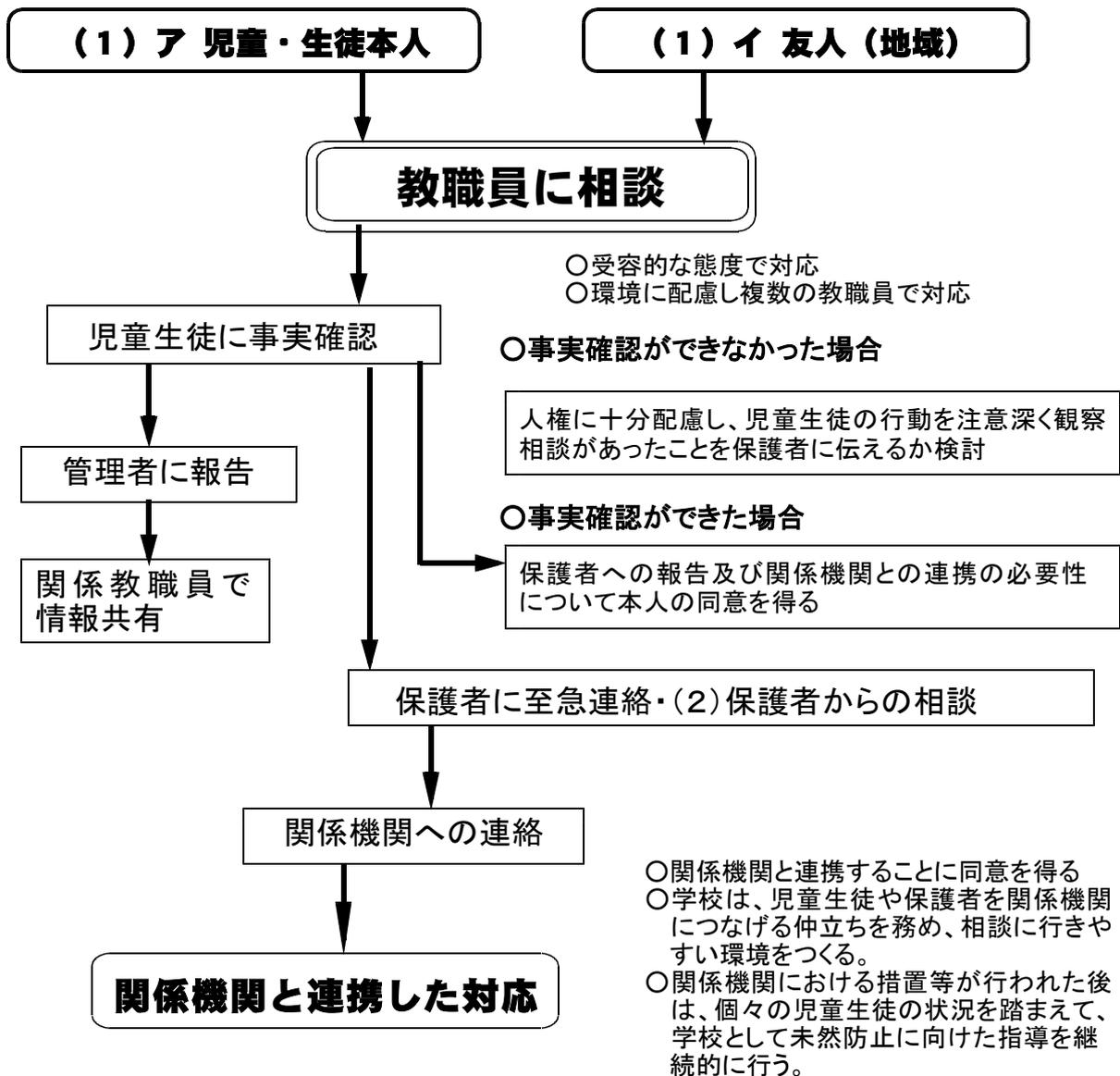
- ① 相談を持ちかけた児童生徒から、薬物使用の状況、使用していた児童生徒や関係する人物の氏名、使用していた日時・場所、可能なら使用薬物名などを聞く。
- ② 薬物乱用が疑われる児童生徒に対して慎重に事実確認を行い、状況に応じて保護者との面談を実施する。
- ③ 事実が確認された段階での対応は、アの対応に準ずる。

(2) 保護者から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応



- ① 管理職に連絡を入れる。カウンセリングルームなど別室を利用して、複数の教職員で面談を行う。その際には、なるべく具体的に、薬物使用の状況、使用していた児童生徒、関係する人物の氏名、日時・場所、可能ならば使用薬物などを聞く。
- ② 学校や保護者だけでは解決ができない問題であること、外部機関との連携が必要であることを十分説明し、同意を得た上で関係機関への仲立ちをする。

【 フロー図 】



4. 立ち直りのための相談機関

【相談機関側の促え方】

相談には、医療的処遇、福祉的処遇の側面がある。

- ① 薬物乱用者の精神面、身体面の健康を蝕むもの
- ② 薬物乱用者の社会性を蝕むもの

以上2つの視点から薬物乱用を疾病として促え、相談を受けたり、治療(薬物を断つ動機付け、精神病症状に対する薬物療法、精神療法等)を行う。



(1) 相談機関

総合精神保健福祉センター、保健福祉事務所、保健所、県警少年サポートセンター、児童相談所、専門医療機関など

(2) 相談の前提となる事項

相談する場合、はっきりさせておかなければならないことは、薬物を乱用している児童生徒の治療への意志の問題である。これにより、相談、受診する機関が異なってくる。

ア 治療(断薬)の意志がある場合

病院などを受診。ただし、初期の乱用者(次ページ(4)参考事項の第1段階、第2段階に該当する者)で非行を伴っている場合は、児童相談所、県警少年サポートセンターに相談することも可能。

イ 治療(断薬)の意志なし又は治療の意志が定まらない場合

総合精神保健福祉センター、保健福祉事務所、保健所、県警少年サポートセンターに相談する。薬物を乱用している児童生徒に治療の意志がない場合には、治療ができないので当該児童生徒に治療の意志を持たせる必要がある。治療の意志を持たせるには、家族への対応が重要なので、家族を対象に援助助言を行うことになる。

ウ 暴力、精神疾患がある場合

薬物を乱用している児童生徒に暴力、精神症状があり、緊急性がある場合には、当該児童生徒の意志に関係なく、警察へ通報したり、医療保護入院を前提とした病院での受診が必要になる。

(3) 相談機関に伝えるべき事項

① 乱用薬物の種類

② 乱用者の対人関係、日常生活、学業問題、家族問題など。

③ どうしたいのか

・乱用者本人の治療(断薬)

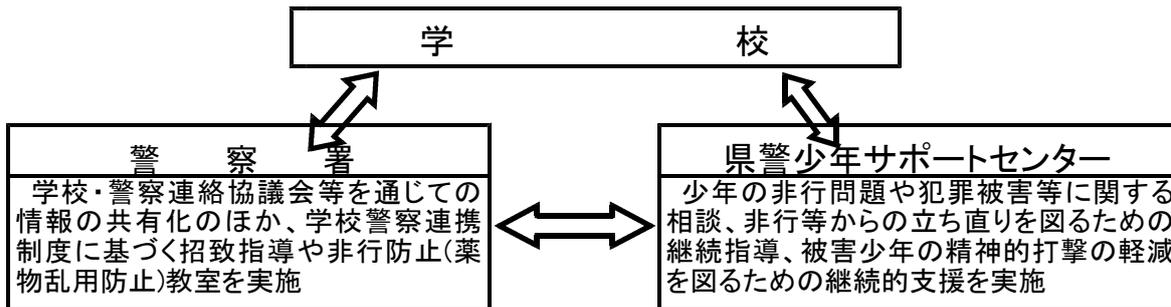
・家族の対応(治療の勧め、乱用仲間との決別の勧め、暴力被害からの退避)

(4) 参考事項

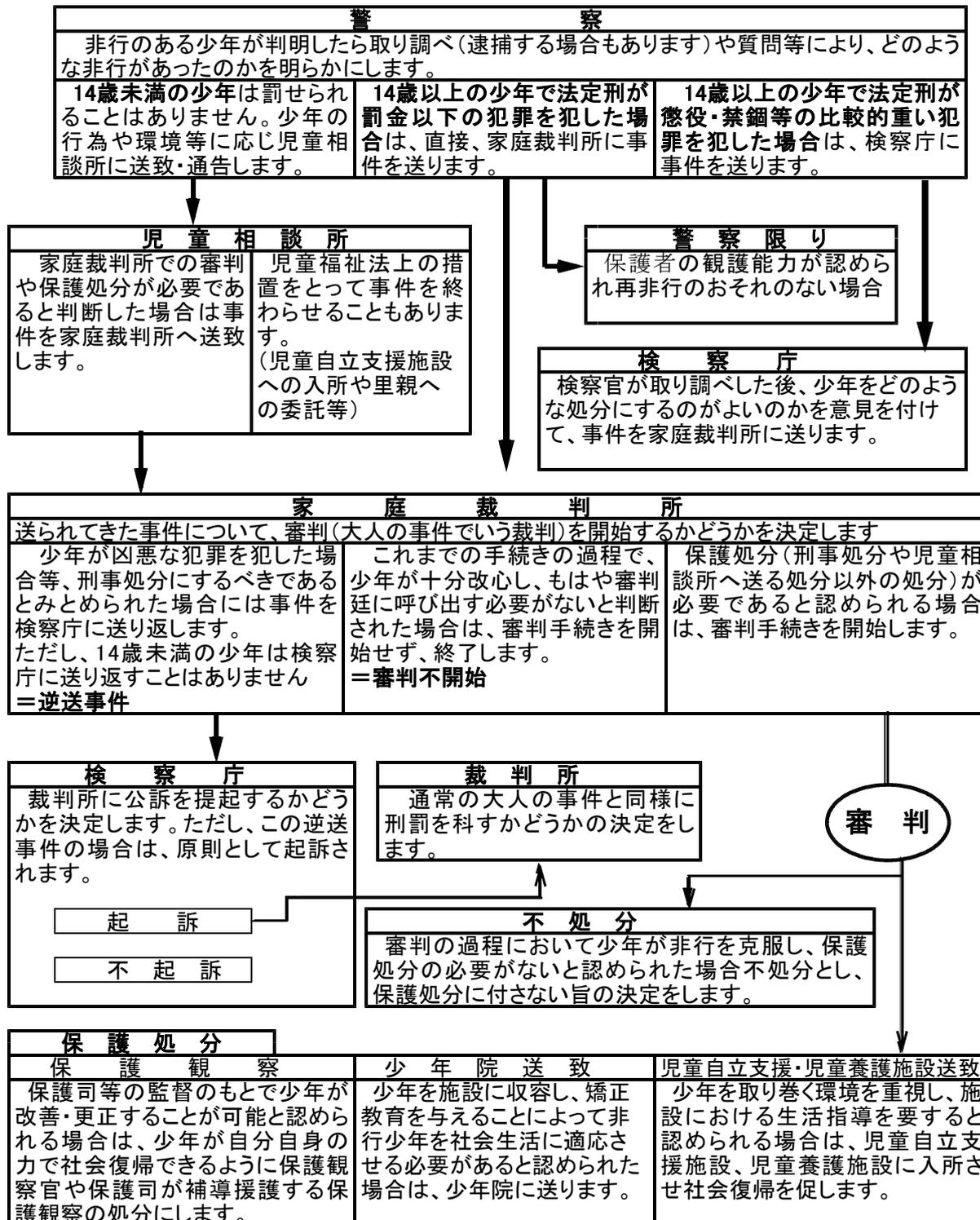
次のとおり、薬物を乱用している児童生徒の薬物依存の進行過程により、治療方法が異なるため、当該児童生徒がどの段階に該当するかについては、相談機関で判断することとなる。

進 行 過 程		治 療 方 法
段 階	特 徴	
第1段階 気分変化を覚える段階	<ul style="list-style-type: none"> ○友人からの勧め ○好奇心による試し ○集団使用 ○家族の気づきはない 	○依存症専門病院、精神科病院等で教育的治療。
第2段階 気分変化を求める段階	<ul style="list-style-type: none"> ○間隔を置いた定期的使用 ○集団使用、時々単独使用 ○服装等身なりの変化 	
第3段階 気分変化に夢中になる段階(依存の段階)	<ul style="list-style-type: none"> ○頻回の単独使用 ○家族との衝突 ○検挙補導、不登校、退学 	○精神病院や依存症専門病院での強制的措置も含めての精神科治療。 ○症状改善後も依存症専門病院などで継続的な治療を受けることが望ましい。 ○自助グループへの参加が有効な場合もある。
第4段階 薬物が切れると正常と感じられなくなる段階	<ul style="list-style-type: none"> ○連日の使用 ○1日中の使用 ○慢性中毒状況 ○身体的疲労 ○体重減少 ○記憶障害 ○フラッシュバックなどの精神症状 	

5. 学校と警察との連携



6. 少年事件手続きの流れ【概要】



7. 薬物の種類、症状と取締法令

薬物乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいう。

名称(俗称)	法令	違反形態	罰則
シンナー等有機溶剤(アンパン) 神経が抑制されてぼんやりとし酒に酔ったような感じになる。集中力、判断力が低下し何事にも無気力になるほか幻覚や妄想等の症状が現れる。大量に吸引した場合には、呼吸中枢が麻痺する等により窒息死することもある。	毒物及び劇物取締法	販売授与	3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金(又はこれを併科)
		摂取吸入 摂取吸引目的所持	1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金(またはこれを併科)
覚せい剤(シャブ、エス、スピード) 神経を興奮させる作用が有り、気分高揚と疲労が取れたような感じがするが効果が切れると激しい疲労感、倦怠感、脱力感に襲われる。依存性が強く、使用を続けると幻覚、妄想が現れ、大量摂取すると死に至ることもある。	覚せい剤取締法	所持 譲渡 譲受 使用	(単純)10年以下の懲役 (営利目的)1年以上の有期懲役 又は情状により1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金
大麻(マリファナ、ハッパ、チョコ) 気分が快活となる一方で感覚が過敏になり変調を来したり、感情が不安定になったりし、幻覚や妄想等に襲われるようになる。また、何もやる気のない状態となる無動機症候群に陥ることがある。	大麻取締法	栽培 所持 譲渡 譲受	(単純)7年以下の懲役 (営利目的)10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金 (単純)5年以下の懲役 (営利目的)7年以下の懲役又は情状により7年以下の懲役及び200万円以下の罰金
ヘロイン(ジャンク) 神経抑制作用があり、乱用すると強い陶酔感を覚えて乱用を繰り返すようになる。強い精神的依存と身体的依存が形成され、嘔吐等の禁断症状に苦しみ大量に摂取すると死に至ることがある。 <hr/> コカイン(スノウ、コーク) 眠気や疲労感がなくなったり、体が軽く感じられ、腕力、知力が付いたという錯覚が起こる。幻覚等の症状が現れ大量摂取すると死に至ることがある。 LSD(ペーパー、アシッド) 幻視、幻聴等の強烈な幻覚作用が現れる。乱用を続けると長期に渡って神経障害を来すこともある。 MDMA(エクスタシー)、マジックマッシュルームほか	麻薬及び向精神薬取締法	譲渡 譲受 所持 施用	(単純)10年以下の懲役 (営利目的)1年以上の有期懲役 又は情状により1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金
		譲渡 譲受 所持 施用	(単純)7年以下の懲役 (営利目的)1年以上10年以下の懲役 又は情状により1年以上10年以下の懲役及び300万円以下の罰金
		譲渡 譲渡目的 所持	(単純)3年以下の懲役 (営利目的)5年以下の懲役 又は情状により5年以下の懲役及び100万円以下の罰金
危険ドラッグ 覚せい剤や麻薬等規制薬物と同等の作用を有する成分を含有しており液体、葉片等様々な形状のものがある。使用すると意識障害、嘔吐、呼吸困難等を引き起こし死に至ることがある。	医薬品医療機器等法	所持 購入 譲受 授与 使用	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(又はこれを併科)

8. 相談機関一覧

相談機関名	住所	電話番号	相談日・時間
九州厚生局沖縄麻薬取締支所 麻薬・覚せい剤相談窓口	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-854-2584 (代表) 098-854-0999 (相談窓口)	月曜日～金曜日 8:30～17:15
沖縄県警察本部暴力団対策課(麻薬110番)	〒900-0021 那覇市泉崎1-2-2	098-862-1483	月曜日～金曜日 9:30～18:15
沖縄県保健医療部薬務疾病対策課	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2	098-866-2215	月曜日～金曜日 9:00～17:00
沖縄県総合精神保健福祉センター(こころの電話相談) 特定相談(無料・予約制) (アルコール・薬物・思春期)	〒901-1104 南風原町字宮平212-3	098-888-1450	月曜日～金曜日 9:00～11:30 13:00～17:00 月木9:00～11:00 13:00～16:00
沖縄県警察本部少年課 少年サポートセンター ヤングテレホンコーナー	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2	①0120-276-556 (フリーダイヤル) ②098-862-0111	月曜日～金曜日 9:30～18:15
沖縄県薬剤師会 (お薬相談室)	〒901-1105 南風原町新川218-10	098-863-8935	月曜日～金曜日 (祝祭日は除く) 9:00～12:00 13:00～17:00



○地区の相談機関 (各校で記入してください)

機関名	住所	電話番号
警察署		
地区福祉保健保健所		
児童相談所		
県警少年相談・ 保護センター等 事務所		

<参考> 県立学校生徒指導の手引き (H28)より抜粋

第1節 児童生徒の行動と連携先の関係機関

本資料は、問題行動に関し、各学校が事態の状況等を把握し、関係機関との連携を検討していく際の参考資料として示したものであり、問題行動を分類して事項ごとに連携する関係機関を特定するという趣旨のものではない。問題行動の予防と対処について、学校は、本資料を参考にしながら、地域の実情等に応じ、関係機関との連携を適切に進めることが望まれる。

区分	問題行動の状況等	主な関係機関
	・日常生活における行動から将来的に問題行動が懸念される場合	・教育相談所等 ・児童相談所 ・少年サポートセンター・少年補導センター ・家庭児童相談室 ・精神保健福祉センター ・少年鑑別所(相談室)・保健所 ・警察
いじめ	・冷やかし、からかい、無視等の為のいじめの状態と懸念される場合 ・暴力、脅し等の犯罪的行為やいじめの継続など集団暴行、恐喝等の犯罪行為で他者に重大な危害を与えた場合	・教育相談所等 ・児童相談所 ・少年サポートセンター・少年補導センター ・家庭児童相談室 ・少年鑑別所(相談室) ・警察
暴力	・他者(器物含む)への暴力等が継続的で、危険が予見される場合 ・他者(器物含む)への暴力等で、重大な危険(危害)を与えた場合	・教育相談所等 ・少年補導センター ・児童相談所 ・少年鑑別所(相談所) ・警察
盗み	・学校の器物、他の児童生徒の物品等の窃盗が継続的な場合 ・学校の器物、他の生徒の物品等の窃盗が大規模で広範囲な場合	・教育相談所等 ・少年サポートセンター ・少年補導センター ・児童相談所 ・少年鑑別所(相談所)・警察
性非行	・不純異性交遊などの不良行為 ・買春、淫行等のぐ犯行為 ・強制わいせつ等の性犯罪行為	・教育相談所等 ・児童相談所 ・少年サポートセンター・少年補導センター ・家庭児童相談室・少年鑑別所(相談室)・警察
薬物乱用	・飲酒や喫煙等 ・覚せい剤、シンナー、ドレエン等の薬物乱用の疑いのある場合 ・覚せい剤の使用・所持・シンナー等有機溶剤の吸引等の行為	・教育相談所等 ・児童相談所 ・少年サポートセンター・少年補導センター ・家庭児童相談室 ・少年鑑別所(相談室) ・精神保健福祉センター・警察

第2節 電話相談案内 ～ひとりで悩まず相談しましょう～

◆総合相談窓口◆

相談機関名	電話番号	受付時間	所在地
子ども若者みらい相談プラザ「sorae」	098-943-5335	月火木金土 10:00～18:00 (休)水・日・祝日・年末年始	沖縄県総合福祉センター内

◆沖縄県総合教育センター・県教育庁生涯学習振興課◆

相談機関名	電話番号	受付時間	担当部署
親子電話相談「子育てダイヤル・子ども相談」	098(869)8753	月～土9:00～22:00 22:00～9:00は留守電・FAX対応 (休)日・祝祭日・年末年始	県教育庁 生涯学習振興課

◆電話相談◆

相談機関名	電話番号	受付時間	所在地
子どもの人権110番	0120-007-110 (全国共通)	月～金 8:30～17:15	那覇地方法務局
親子電話相談「子育てダイヤル・子ども相談」	098-869-8753	月～土9:00～22:00	沖縄県庁舎

◆SOSダイヤル◆

相談機関名	電話番号
24時間子供SOSダイヤル	なやみいおう 0570-0-78310



9. 薬物乱用の兆候、サイン

薬物を乱用すると人には、さまざまな兆候や危険なサインが現れる。日常の中で、子どもたちの様子に関心を持つことが薬物乱用を未然に防ぐことにつながる。

《身体面》

- 食欲が不自然になくなったり、やせてくる。
- 体重が減少する。
- 目が充血している。
- 目がつり上がる。目つきが厳しくなる。目がうつろになる。
- 顔色が悪い。
- さかんにつばを吐く。水を飲みたがる。唇をなめる。
- 手足が震える。手足の動きがスムーズでなくなる。
- ろれつが回らない。
- 眠らない。また、一度眠ると起こしても起きず、何時間も眠れる。



《生活面》

- 帰宅時間が遅くなる。
- 友人関係がよくわからない。
- 目を合わせて会話をしなくなった。
- 金遣いが荒くなる。必要以上にお金を要求する。
- たばこを常用したり、酒を飲んだりする。
- 態度や表情が明るくなったり、暗くなったりする。
- 自己中心的で落ち着きがない。
- 感情を抑えることができず、いらいらして暴力的になる。
- 妄想を抱く。つじつまの合わないことを言う。
- 家庭でのコミュニケーションを図ろうとしない。
- 電話やメールに知らない人から連絡があったりする。
- 嘘が多くなった。
- 親や教師などへの過度の反抗や無断欠席などが現れる。
- 咳止め薬、鎮痛剤、風邪薬、睡眠薬、粉末の薬や有機溶剤、ガスなどを不必要なのに持っている。
- 友達が頻繁に訪れ、部屋で何かをしている。
- 部屋のゴミ箱に、異臭のするティッシュ、ビニールが捨ててある。
- 非行行動(不良交友、暴走族とのつながり、薬物代欲しさの恐喝、盗み、売春等の犯罪に手を出す)等を伴う。

【主な相談事例】

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所HP 「薬物問題 相談員マニュアル」より
<http://www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/reference/pdf/soudanin.pdf>

Q1：子どもが薬物をやっているかどうかは、どのようにしたら分かりますか？

A: まずは、現在実際に起きている問題を整理してもらいましょう。日常生活の乱れはないか、交遊関係に問題ないか、気になる言動の変化はないか、精神・神経症状はないか、などについて整理することにより、多くの場合は早い段階で気がつくことができます。しかし、もっとも大切なことは、普段から家族内のコミュニケーションを保ち、子どもとの親密な関係をなくさないことです。子どもが何か問題を起こしても一方的にしかりとばすことはしないで、子どもの考えていることを素直に聞いてみるよう指導しましょう。

Q2：保健所や精神保健福祉センターに相談をすると警察に逮捕されるのですか？

A: 相談を受けただけで、ただちに警察に通報するということはありません。相談を受ける者には職業上の守秘義務があるからです。ちなみに、医師の診察の場合も、都道府県知事への届出義務が生じるのは麻薬依存症者であると確定診断した場合であり、その目的は医療保護にあります。覚せい剤や有機溶剤等の場合には届出義務はありません。

Q3：本人の部屋から、薬物らしきものがゴロゴロ出てきて動転しています。どうしたらよいのでしょうか？

A: 家族としてはこの物質が何なのかということが最も気になる場所ですが、その心配に共感しながらも、本当に大切なことはこの機会を問題解決のための良いきっかけにすることでという方向に、視点の転換をはかります。冷静になって、本人と今後のことを話し合しましょう。うろたえたり言い争ったりして、際限のないイタチゴッコになってしまうことがないように指導しましょう。また、実際にその物質の同定が必要になる場合もあります。そのような時には、各都道府県の薬務担当課に相談することをお勧めします。

Q4：子どもが薬物乱用仲間のところへ行ってしまうと、家に戻ってこない。帰ってきてても夜遅くであり、注意すると怒鳴ったり暴力をふるったりして手がつけられない。なんとかして縁を切らせることはできないのでしょうか？

A: 薬物を乱用している最中や薬物の影響が強い状態のときには、どんなに家族が親身になって対応しても反発することが多いものです。薬物の影響がなくなって、本人と落ち着いて話せそうなタイミングを見つけるよう、家族に指導しましょう。その際には、家族は本人の薬物使用を直接非難することはできるだけ避け、薬物乱用による健康や生活上の問題について心配しているという親の気持ちを素直に伝えることが大切です。また、興奮や暴力などのために、一緒に生活していけない状況であれば、その旨をきちんと家族から本人に伝えることが必要です。ただし、こうした話をたんなる「脅し」のつもりですとかえって反発や暴力を誘発することが多いので、「言ったことは実行する」「実行できないことは口にしない」という原則も家族に指導しましょう。いずれにしても、両親で十分に話し合っただき、親としての気持ちをかためるよう指導すると同時に、家族が適切な決断と実行が行えるよう、その過程に寄り添うのも援助者の大切な役割です。

参考：《医薬品の乱用について》

オーバードーズ(OD)は大量服薬と表す通り、薬の多量摂取をする自傷行為のひとつです。オーバードーズをすると身体に深刻な問題を引き起こすのはもちろん、薬物中毒になったり、死に至ることもあります。薬の種類は処方薬(精神薬、睡眠薬、安定剤など)、市販薬(咳止めや鎮痛剤)、違法薬物などさまざまです。最近ではリタリンをオーバードーズする人が増え、社会的に問題になっています。現実逃避や自殺企図、快感を得るためにオーバードーズ(OD)に至ることが多いようですが、無意識に繰り返す人もいます。オーバードーズ(OD)は、ショックやストレスから回避するための手段として癖になってしまい、記憶がなくなったり、身体に深刻な問題を引き起こしたり、止めなければいけないとわかっているが繰り返します。

また薬の禁断症状(嘔気・嘔吐、頻脈、発汗、血圧・体温上昇などの身体症状と、不眠、不安や手のふるえ、幻覚などの神経・精神症状)が出て、自分の力では止められなくなってしまう、薬物依存症になってしまうこともあります。

児童生徒の場合は、リストカットをはじめとする自傷行為の一つであることを踏まえて、多くの薬を持ち歩いている様子があったり、必要以上の薬の服用がある場合には、なんらかのSOSと捉えてカウンセリング等の対応が求められます。一度にオーバードーズ(OD)する量が多量だと命の危険があるので校内でみつけた場合には救急車要請など緊急対応が必要になります。

薬物依存の可能性がある場合は、本人の意思だけで止めることは難しい状況が考えられ、治療が必要になることもあるので、医療機関等につなげるための保護者との相談が不可欠です。

お母さんが見つけるオーバードーズのチェックリスト

- ◇ 薬の包装紙や箱が大量にゴミ箱に捨てられていた。
- ◇ 起こしてもなかなか起きないほど熟睡していることがある。
- ◇ インターネットでオーバードーズの情報を見ていた。
- ◇ 具合が悪そうだが、尋ねると「大丈夫」とか「別に」と言う。
- ◇ 小さい頃から親に甘えたことがほとんどない。
- ◇ 小さい頃から手のかからない良い子だった。
- ◇ 悲しんだり怒ったりすることがほとんどない。
- ◇ 何かあってもあわてず落ち着いている。
- ◇ 前の日は元気だったのに次の日は無表情になったり、よく話したりしていても次の日は無口だったりする。
- ◇ 体調が悪そうでも学校を休まない。
- ◇ 友だちからの頼みごとをされても「いや」と言えない。

お子さんの心理の奥底には、「お母さん、助けて」という叫びがあります。この叫びを聞き逃さないよう注意を向けられるように促していきます。



《参考コラム》

大麻 × 安全

大麻は吸引のための乾燥大麻や樹脂の形で売られています。最近では、大麻の種子を入手して大麻草を栽培するという違反事例も増えています。インターネットでは、さまざまな隠語を使って売られています。

大麻については、「身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤まった情報が流れています。しかし、実際には脳に作用し、様々な不具合を引き起こす違法な薬物です。大麻を乱用すると、記憶や学習能力が低下し、知覚を変化させます。また、乱用を続けることによって何もやる気がしない状態や、人格の変容、大麻精神病等が引き起こされ、社会生活に適応できなくなることもあります。

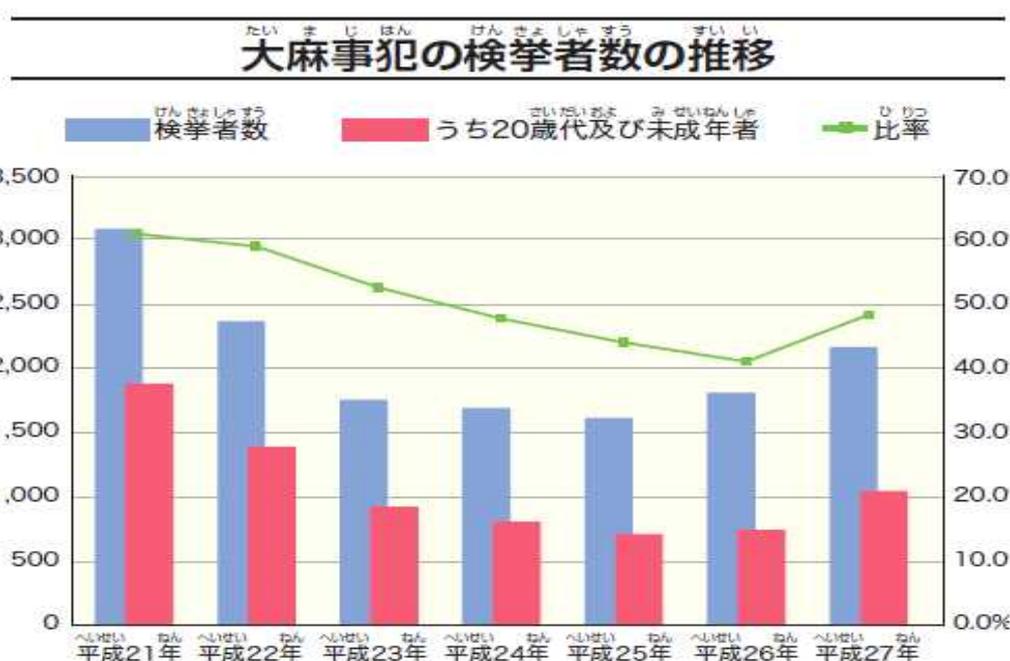
大麻はゲートウェイ・ドラッグといわれ、他の薬物を使用するきっかけとなる恐れが高い薬物です。一回でも使用してはいけません。

厚生労働省 薬物乱用防止読本「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』より

若者の危険ドラッグと大麻の乱用状況

平成26年度より危険ドラッグに対する規制が強化され、平成27年度は危険ドラッグに起因する事件や事故の報道を目にする機会が減りました。「若年層による大麻と危険ドラッグの乱用状況に関する調査結果」(警察庁／平成27年における薬物・銃器情勢)によると、犯行時の年齢が30歳未満の大麻事犯の検挙者のうち、危険ドラッグを継続使用していたがやめた者のその理由について、「危険ドラッグに対する規制が厳しくなった」「危険ドラッグが入手しにくくなった」という回答が多かったことが報告されています。あわせて、「使用していて気分が悪くなった」「使用すると命の危険があるとわかった」という理由を挙げる者も多く、規制強化やその毒性の強さから、危険ドラッグ市場は極めて限定的なものとなったといえます。

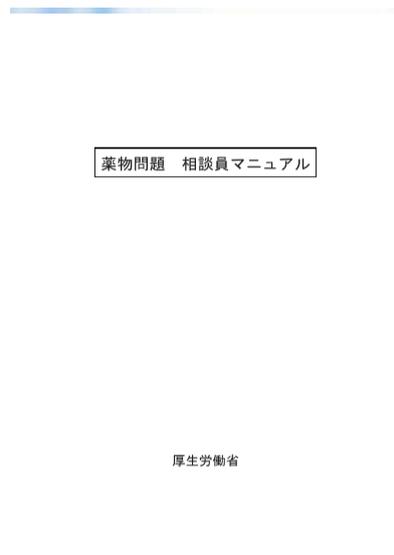
その一方で、平成27年の大麻の検挙人数は5年ぶりに2,000人を超え、うち未成年者及び20歳代では1,034人と大きく増加しており、危険ドラッグ使用者が大麻や覚醒剤に移行している可能性が示唆されています。



(厚生労働省パンフレット「薬物の乱用は、あなたとあなたの周りの社会をダメにします！」より)

【厚生労働省・文部科学省・日本学校保健会・都道府県から出されている
マニュアル・パンフレット等】

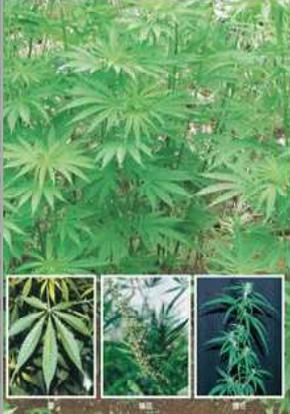
HPからダウンロード可能（ P18 関連サイト参照）



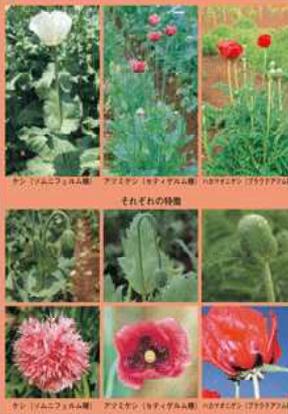
【 啓発ポスター 】

不正大麻・けし撲滅運動

大麻(アサ)



植えてはいけないけし



大麻と間違われやすい植物

洋麻(ケナフ)



植えてもよいけし



大麻・けしを発見したときは下記にご連絡下さい。

各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)・都道府県薬務主管課・保健所・警察署
厚生労働省・都道府県



ダメされるな!

×法ドラッグ。
ヤられるノリになる

違法ドラッグは、「合法ドラッグ」などと称して売られています!

違法ドラッグは、大変危険です!

法律で罰せられます!

違法ドラッグは、
買わない、
使わない、
かかわらない!

厚生労働省・沖縄県



危険ドラッグは
買わない 使わない かわらない

危険ドラッグは「合法ドラッグ」「合法ハーブ」などと称して売られ、大変危険です!

平成28年12月31日より、新たに5物質が指定薬物に指定されました。これにより、以下の行為が禁じられ、罰せられることになります。

新規に5物質を指定薬物に指定

厚生労働省(2017.12.31)

所持、使用、購入、譲与等も禁止

平成29年4月1日より、指定薬物については、所持、販売、購入等も禁止されています。違反した場合は、3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、又はどちらも科せられます。

[Facebook: 787OP the 毒物](#) | [Twitter: 787OP the 毒物](#)
[www.787op.the.npo.org](#) | [www.787op.the.npo.org](#)

楽しいヤクヅブ連絡ネット、03-5542-1855



危険ドラッグ

あなたの人生を壊します。

買わない
使わない
かわらない

危険ドラッグは、薬物に分類されているかにかかわらず、所持、販売、購入等も禁止されています。

危険ドラッグは、薬物に分類されているかにかかわらず、所持、販売、購入等も禁止されています。

厚生労働省は、危険ドラッグに指定された薬物に所持、販売、購入等も禁止されています。

[Facebook: 787OP the 毒物](#) | [Twitter: 787OP the 毒物](#)
[www.787op.the.npo.org](#) | [www.787op.the.npo.org](#)

楽しいヤクヅブ連絡ネット、03-5542-1855

【 関連サイト 】

- ①厚生労働省ホームページ（薬物乱用問題）「薬物乱用防止に関する情報のページ」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakubuturanyou/
- ②文部科学省ホームページ「薬物乱用防止教育」に関する情報のページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353626.htm
- ③公益財団法人日本学校保健会ホームページ「薬物乱用防止教育」に関する情報のページ
<http://www.hokenkai.or.jp/3/3-1/3-1.html>
- ④公益財団法人日本学校保健会ホームページ「薬物乱用防止教室マニュアル」〈改訂〉
<http://www.gakkohoken.jp/books/archives/119>
- ⑤国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所ホームページ
<http://www.ncnp.go.jp/nimh/index.html>
- ⑥「薬物問題 相談員マニュアル」PDF 資料
<http://www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/reference/pdf/soudanin.pdf>
- ⑦あやしいヤクブツ連絡ネット
<http://www.yakubutsu.com/>
- ⑧厚生労働省無承認無許可医薬品情報
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/musyounin.html>
- ⑨内閣府ホームページ 薬物乱用対策
http://www8.cao.go.jp/souki/drug/drug_abuse.html
- ⑩警視庁ホームページ 薬物乱用の恐ろしさ
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/drug/drug/>
- ⑪ナチュラルリソース（心理カウンセリングとメンタルケア）ホームページ
<http://na-re.jp/od.html>
- ⑫東京カウンセリングルーム『こころの元気道』ホームページ
<http://www.cocoromichi.jp/14692835611546>

《 参考文献 》

- 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料 ～心と体の健康のために～
(神奈川県教育委員会)
- 薬物乱用防止教室マニュアル(公益財団法人日本学校保健会 平成26年改訂)
- 自信をもって取り組める「医薬品の教育」小・中・高等学校での実践事例集
(公益財団法人 日本学校保健会)
- 沖縄県教育委員会 「県立学校生徒指導の手引き」 平成28年度版
- 薬物乱用防止読本「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』」(厚生労働省)
- 薬物の乱用は、あなたとあなたの周りの社会をダメにします！(厚生労働省)
- 「薬物問題 相談員マニュアル」国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 HP より

学校における薬物乱用緊急対応マニュアル（改訂版）作成編集委員名簿

委員 長

平 良 朝 治 （教育庁保健体育課 課長）

委 員 ～大麻等薬物乱用防止教育ワーキングチーム～

宮 城 弘 之 （教育庁保健体育課 副参事）

城 間 敏 生 （教育庁保健体育課 健康体育班 班長）

又 吉 美奈子 （教育庁保健体育課 健康体育班 指導主事）

大 城 健 （教育庁県立学校教育課 高校教育改革班 班長）

川 満 一 彦 （教育庁県立学校教育課 高校教育改革班 指導主事）

比 嘉 政 輝 （教育庁義務教育課指導班 主幹）

城 間 勝 （教育庁生涯学習振興課 生涯学習班班長）

高 嶺 朝一郎 （教育庁生涯学習振興課 生涯学習班 社会教育主事）

編集協力者

屋 良 淳 教育庁県立学校教育課 主任指導主事(公安委員会併任)

前 濱 朋 子 沖縄県薬剤師会副会長 (学校薬剤師)

平成29年3月

編 集 沖 縄 県 教 育 委 員 会

〒900-8571

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098-866-2726

FAX 098-866-0472

